

第十回国会 大蔵委員会 議録 第五十一号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事奥村又十郎君 理事西村直巳君

理事内藤友明君

佐久間 徹君 島村 一郎君

清水 逸平君 高間 松吉君

若米地英俊君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮腰 喜助君

松尾トシ子君 竹村奈良一君

深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主計局法規課長) 原 純夫君

大蔵事務官(主計局法規課長) 松任谷健太郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 増田 正一君

大蔵事務官(主計局法規課長) 椎木 文也君

大蔵事務官(主計局法規課長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局法規課長) 松任谷健太郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 増田 正一君

大蔵事務官(主計局法規課長) 椎木 文也君

大蔵事務官(主計局法規課長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局法規課長) 松任谷健太郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 増田 正一君

大蔵事務官(主計局法規課長) 椎木 文也君

大蔵事務官(主計局法規課長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局法規課長) 松任谷健太郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 増田 正一君

大蔵事務官(主計局法規課長) 椎木 文也君

大蔵事務官(主計局法規課長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局法規課長) 松任谷健太郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 増田 正一君

大蔵事務官(主計局法規課長) 椎木 文也君

大蔵事務官(主計局法規課長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主計局法規課長) 松任谷健太郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 増田 正一君

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)(予)

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七〇号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日(金曜日)に付した事件

連合審査会開会要求に関する件

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案(内閣提出第一五九号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六〇号)

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号)

(予)

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号)

を改正する法律案(内閣提出第一六九号)(予)

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七〇号)(予)

夏堀委員長 これより会議を開きます。

議案の審査に入ります前に、連合審査会開会の件を議題といたします。

実は目下本委員会におきまして審査中の、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、本法律案が漁業権の消滅に伴う補償金の課税上の特例を設けることを目的としたしておりますために、水産委員会より、右案についての連合審査の申入れを受けております。本委員会といたしまして、右も、右申入れはもつと存じます。

で、この案について水産委員会と連合審査会開会の決定をいたしたいと存じますが、この点御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

夏堀委員長 御異議ないと認めます。それでは右案について、水産委員会と連合審査会を開会することに決定いたしました。

なお右連合審査会開会の時日につきましては、明十九日午後一時といたしたいと存じますが、この点御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

夏堀委員長 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。

夏堀委員長 次に、昨十七日、予備審査のために本委員会に付託に相なりまし船主相互保険組合法の一部を改正する法律案、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案、及び保険業法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題といたします。まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。西川政府委員。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中「第二百三十九条第四項及び第二百四十条」を「第二百三十九条第五項及び第二百四十条

第二項に、及び第二百四十七条から第二百五十三条まで(株主総会の決議の取消)を、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十条、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)に改める。

第二十條を次のように改める。

(商法の準用)

第二十條 商法第九十三條及び第二百四十四條(発起人の責任)、第二百四十六條第四項(取締役の責任の免除)並びに第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役の責任を追及する訴)の規定は、組合の発起人に準用する。この場合において、商法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と読み替へるものとす。

第三十條第四項及び第五項を次のように改める。

4 前項の場合において、同項の期間内に、正当の理由がないのに、理事が臨時總會招集の手続をしな

いときは、同項の組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時總會の招集をすることができる。

5 五分の一以上の組合員が臨時總會を招集する必要があると認める場合において理事がないときは、その組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時總會の招集をすることができ

る。

第三十二條第一項中「出席した組

合員の」を「半数以上の組合員が出席し、その」に改める。

第三十四條を次のように改める。

(商法の準用)

合員の」を「半数以上の組合員が出席し、その」に改める。

第三十四條を次のように改める。

(商法の準用)

第三十四條 商法第二百三十九條第四項及び第五項並びに第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権等)、第二百四十四條(株主総会の議事録)並びに第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主総会の決議の取消又は無効)は、無効)の規定は、總會に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と読み替へるものとす。

第三十五條第三項の次に次の一項を加える。

役員は、定款で定めるところにより、總會において、解任することとができる。

同条の次に次の二條を加える。

(業務の執行)

第三十五條の二 組合の業務の執行は、定款に特別の定めのある場合を除いて、理事の過半数で決する。

(組合の代表)

第三十五條の三 理事は各自組合を代表する。

2 組合は、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところ若しくは總會の決議により、組合を代表すべき理事を定め、若しくは数人の

第一類第六号

大蔵委員会議録第五十一号

昭和二十六年五月十八日

理事が共同して組合を代表すべきことを定め、又は定款で定めるところにより理事のうちから互選した者が組合を代表すべきことを定めることができる。

第三十七条を次のように改める。
(理事の自己契約等)

第三十七条 組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならない。この場合においては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八八条(自己契約の禁止)の規定は、適用しない。

2 組合と理事との訴訟については、總會の定める者が組合を代表する。

第四十条を次のように改める。

(商法等の準用)

第四十条 商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との關係)、第二百六十六條第四項(取締役の責任の免除)、第二百六十六條ノ三第一項(取締役の第三者に対する責任)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役の責任を追及する訴)及び第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事及び監事に、民法第五十五條(代表権の委任)並びに商法第三十九條第二項(共同支配人に對する意思表示の効力)、第七十八條(代表社員の權限)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠實義務)、第二百六十二條(表見代表取締役の行為についての責任)、第二百六十六條第一項及び第二項(取締役の連帶責任)、第二百六十六條ノ二(取締役の求償權)並びに第二百七十

二條(株主の差止請求權)の規定は、理事に、同法第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査權限等)並びに第二百七十七條及び第二百七十八條(監査役の責任)の規定は、監事に、同法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人の權限等)の規定は、参事に準用する。この場合において、商法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十条第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配當ニ關スル議案」とあるのは「船主相互保險組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前条ノ取引」とあるのは「船主相互保險組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第二項中「前項ノ行為ガ取締役會ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議」とあるのは「前項の行為」と、同法第二百六十七條第一項及び第二項中「六月前ヨリ引續キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。

商法第二百八十一條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)、第二百八十五條(財産評價に關する特則)及び第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附屬明細書の備置、公示等)の規定は、組合の計算に準用する。この場合において、商法第二百八十一條第五号中「準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議

案」とあるのは「剰余金処分案若しくは損失処理案」と、同法第二百九十三條ノ六第一項中「発行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「五分の一以上の組合員」と読み替へるものとする。

第四十八條第二項を次のように改める。

2 第三十條及び第三十五條の二から第三十八條第一項まで、商法第三十九條第二項(共同支配人に對する意思表示の効力)、第七十八條(代表社員の權限)、第二百四十四條第二項(議事録署名義務者)、第二百四十七條(決議取消の訴)、第二百五十四條第三項(会社と取締役との委任關係)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠實義務)、第二百六十六條第一項、第二項及び第四項、第二百六十六條ノ二並びに第二百六十六條ノ三(取締役の責任等)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役の責任を追及する訴)、第二百六十九條(取締役の報酬)、第二百七十九條(取締役の報酬)、第二百七十九條(監査權限等)、第二百七十八條(監査役と取締役との連帶責任)、第二百八十二條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附屬明細書の備置、公示等)の規定は、清算人に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項

中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保險組合法第三十二條第四項」と、同法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十条第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配當ニ關スル議案」とあるのは「船主相互保險組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前条ノ取引」とあるのは「船主相互保險組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第二項中「前項ノ行為ガ取締役會ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議」とあるのは「前項の行為」と、同法第二百六十七條中「六月前ヨリ引續キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十三條ノ六第一項中「発行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「五分の一以上の組合員」と読み替へるものとする。

第六十條第三号中「第四十四條第二項において準用する保險業法第九十一條」を削り、同條第十号中「若しくは」を「又は」に改め、「第二百八十二條第一項」の下に「若しくは」を加え、「又は」は第四十四條第二項において準用する保險業法第九十一條を削り、同條第十二号中「第三十八條第三項」の下に「第四十條において準用する商法第二百七十四條第一項」を、「第二百八十二條第二項」の下に、「第二百八十三條ノ五第三項若しくは第二百九十三條ノ六第一項」を加え、「書類の閲覧又は」を「帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写又はその」に改め、

同條第十三号を同條第十四号とし、同條第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第四十四條第一項若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ五第二項の規定に違反して、附屬明細書に記載すべき事項を記載せず、又は不實の記載をしたとき。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)施行の日から施行する。

2 この附則(附則第六項を除く。)において「新法」とは、この法律による改正後の船主相互保險組合法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の船主相互保險組合法をいい、附則第六項において「新組合法」とは、この法律による改正後の船主相互保險組合法をいい、「旧組合法」とは、この法律による改正前の船主相互保險組合法をいう。

3 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法に於いて、この法律施行の日から、その効力を失う。

5 この法律施行前に、旧法第三十條第三項の規定による總會招集の請求があつた場合には、その總會招集については、この法律施行後も、なお従前の例による。

6 商法の一部を改正する法律施行

法(昭和二十六年法律第 号)第

四(訴の提起等)についての担保)の規定は、船主相互保険組合(以下「組合」という)の理事及び清算人に対する訴及び組合の総会の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第九條(設立に関する責任の免除及び追及)の規定は、組合の発起人に、同法第十七條第一項(総会の決議)及び第十九條(決議取消の訴)の規定は、組合の総会に、同法第二十二條(取締役の行為の責任)及び第二十三條(取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)の規定は、組合の理事、監事及び清算人に、同法第二十七條(会社と取締役との間の訴)についての会社代表表)及び第三十五條(附屬明細書)の規定は、組合の理事及び清算人に、同法第二十八條(監査役のした訴の提起等)の規定は、組合の監事に準用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において別に読み替える場合を除く外、それぞれ「新組合法」又は「旧組合法」と、同法第十九條中「旧法第二百四十八條第一項」とあるのは「旧組合法第三十四條第一項」と、同法第二百四十八條第一項と、同法第二百六十八條第一項とあるのは「旧組合法第四十條において準用する旧法第二百六十七條第一項、第二百六十八條第一項若しくは第二百六十九條第一項若しくは第二百七十九條第一項又は旧組合法第四十八條において準用する旧法第二百六十七條第一項、第二百六十八條第一項若しくは第二百六十九條第一項若しくは第二百七十九條第一項」に改める。

一項又は旧組合法第四十八條において準用する旧法第二百六十七條第一項若しくは第二百六十八條第一項と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるのは「旧組合法第三十七條(旧組合法第四十八條第二項において準用する場合を含む。）」と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新組合法第四十四條第一項又は第四十八條第二項において準用する新法第二百九十三條ノ五」と読み替えるものとする。

7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保険事業」の下に「(売買、雇用、請負その他の契約に基づく債務の履行に關し生ずることあるべき債権者の損害をてん補することを債務者に對し約し、債務者よりその報酬を收受する事業を含む。以下同じ。）」を加える。

第十条第二項中「第四百七十九條第二項」を「第四百七十九條第三項」に改める。

第二十九條中「(支店閉鎖命令)」を「(営業所閉鎖命令)」に改める。

第三十三條中「第百三十五條ノ九第三項」を「第百三十五條ノ九第二項」に、及び第二百三十三條から第二百

五條までを「第二百四條及び第二百五條」に、「(商事非訟事件の登記關係)」を「(商事非訟事件及び登記關係)」に改める。

第三十四條中「五千円以下の罰金に處する」を「三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する」に改める。

第三十五條第一項に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するためその業務につき相當の注意及び監督が盡されたこととの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第三十六條中「五千円」を「三十万円」に改める。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百六十七号)施行の日から施行する。但し、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム以下同ジ)を加える。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 保險事業ヲ営ム株式會社ハ無額面株式ヲ發行スルコトヲ得ズ

第三十一條中「第二百八條第一項」を「第二百八條」に改める。

第三十六條第二項中「第百七十一條第二項」を削る。

第三十九條第一項中「第一回」を削り、同法第三項中「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第二百四十條第二項」に、及び第二百四十七條乃至第二百五十三條を、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條に改める。

第四十條第二項中第四号及び第五号を次のように改める。

四 代表取締役ノ氏名

五 数人ノ代表取締役ガ共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 第五十七條及商法第二百六十六條第四項ノ規定ハ相互會社の發起人ニ之ヲ準用ス

第四十二條中「第五十七條乃至」を「第五十七條、第五十八條」に、「第二百六十六條第二項」を「第二百六十六條第三項」に、「第百九十六條」を「第百九十五條」に改め、同条但書を削る。

第五十三條第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。

第五十四條及び第五十五條を次のように改める。

第五十四條 商法第二百三十條ノ二、第二百三十一條、第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三條、第二百三十四條第一項、第二百三十五條、第二百三十八條、第二百三十九條第一項第三項乃至第二百五項、第二百四十四條、第二百四十六條乃至第二百五十二條、第二百五十條、第二百五十二條、第二百五十三條ノ規定ハ相互會社ノ社員總會ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百三十九條第一項中發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ社員ノ過半数トシ同法第二百四十六條ニ於テ準用スル同法第二百四十五條第一項及同法第二百四十七條第一項中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トス

第五十五條 創除

第五十六條第一項中「及總會」を「並ニ總會及取締役會」に改め、同法第二項中「閱覽」の下に「又ハ謄写」を加える。

第五十七條から第六十二條までを次のように改める。

第五十七條 百分ノ三以上ノ社員ハ會社ニ對シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ヲ提起ヲ請求スルコトヲ得

商法第二百六十七條第二項第三項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ前項ノ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ニ之ヲ準用ス

第五十八條 創除

第五十九條 創除

第六十條 商法第二百五十四條第一

簿、」の下に「第六十七条若ハ第七
七条ニ於テ準用スル商法第二百九
三条ノ第五項ノ附屬明細書、」を
加へ、同条第十四号中、「第九十
条」を削り、「商法第二百八十二條第
一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ
第五項」を加へる。
第百五十二條ノ「二千円」を「五
万円」に改める。
第百五十三條中「五千円」を「三
万円」に改める。
第百五十四條及第百五十五條中
「千円」を「五万円」に改める。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正
する法律（昭和二十五年法律第百
六十七号）施行の日から施行す
る。但し、第一条の改正規定は、
公布の日から施行する。

2 この附則（附則第五項を除く。）
において「新法」とは、この法律に
よる改正後の保険業法をいい、
「旧法」とは、この法律による改正
前の保険業法をいい、附則第五項
において「新保険業法」とは、この
法律による改正後の保険業法をい
い、「旧保険業法」とは、この法律
による改正前の保険業法をいう。

3 新法は、特別の定がある場合に
除いては、この法律施行前に生じ
た事項にも適用する。但し、旧法
によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にてい、触する定款の定及び
契約の条項は、この法律施行の日
から、その効力を失う。

5 商法の一部を改正する法律施行
法（昭和二十六年法律第 号）
第三条（解散命令）の規定は、相互
会社に対する解散命令に、同法第

命令の請求並びに相互会社の発起人の規定は、相互会社に対する解散の決定は、相互会社に對する訴訟人、取締役、監査役及び清算人に對する訴並びに相互会社の社員總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第五条（株式會社の設立）及び第九条（設立に関する責任の免除及び追及）の規定は、相互会社の設立に、同法第七条（株式會社の登記）の規定は、相互会社の登記に、同法第十六条（少數株主の總會招集の請求）の規定は、相互会社の社員總會及び清算人に、同法第十五条（監査役に對する臨時總會の招集）、第十七条による臨時總會の召集）、第十九条第一項（總會の決議及び第十九条第二項（決議取消の訴）の規定は、相互会社の社員總會に、同法第二十二条（取締役の行為の責任）及び第二十四条（旧法第二百七十二条の請求等）の規定は、相互会社の取締役、監査役及び清算人に、同法第二十三条（取締役に對する訴及び第二十五条（附屬明細書）の規定は、相互会社の取締役及び第三十五条（代表取締役）並びに第三十六条（附屬明細書）の規定は、相互会社の取締役及び清算人に、同法第二十条（取締役の任期）及び第二十一条第三項（代表取締役）の規定は、相互会社の取締役に、同法第二十六条（一時取締役の職務執行をすべき監査役）及び第二十七条（會社と取締役との間の訴につていての會社代表）の規定は、相互會社の監査役及び清算人に、同法

二十八条（監査役のした訴の提起等）の規定は、相互会社の監査役等に準用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法又は旧法」とあるのは、本項において読み替へる場合を除く外、それぞれ「新保険業法又は旧保険業法」と、同法第三条中「旧法第五十八条」とあるのは「旧保険業法第四十二条」において準用する旧法第五十八条と、同法第五条中「発起人が株式の総数を引き受け、又は株主の募集に着手した場合」とあるのは「基金の総額の引受があつた場合」と、同法第十五条中「旧法第二百三十五條第二項」とあるのは「旧保険業法第五十四条において準用する旧法第二百三十五條第二項」と、同法第十六条中「旧法第二百三十七條第一項」とあるのは「旧保険業法第五十三条第一項（新保険業法第七十七條において準用する場合を含む。）」と、同法第十九条中「旧法第二百四十八條第一項」とあるのは「旧保険業法第五十四条において準用する旧保険業法第二百四十八條第一項」と、同法第二十一条第二項中「新法第二百六十一条第二項」とあるのは「新保険業法第六十条又は第七十七條において準用する新法第二百六十一条第二項」と、同法第二十一条第三項中「旧法第二百八十八條第二項第九号」

第二項第三号」と、「新法第二百八十八條第二項第八号」とあるのは「新保險業法第四十條第二項第四号」と、同法第二十三條中「旧法第二十六條中「旧法第二百七十六條第二項但書、第二項及び第三項」とあるのは「旧保險業法第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十二條」と、同法第二十六條中「旧法第二百七十六條第二項但書、第二項及び第三項」と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるのは「旧保險業法第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十七條第一項及び旧保險業法第五十九條（旧保險業法第七十七條において準用する場合を含む。）」と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新保險業法第六十七條又は第七十七條において準用する新保險業法第二百九十三條ノ五第一項及び第三項」と読み替へるものとする。

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律施行後の行為について旧法第八章の規定を適用する場合には、その規定中、「二万円」とある

西川政府委員　ただいま議題となりました保険業法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。理由を御説明申し上げます。

まず保険業法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。保険法の改正点の第一は、いわゆる保証險事業を保険業法上の保險事業とし、認めようとするものであります。保証保險事業は、現に諸外国において保險会社によつて行われており、今日わ國においても一般から要望されてゐるのであります。保險会社が物品納入者、被用者または工事請負人等の一者、契約上の債務者から保險料を受入れ、物品注文者、使用者または工事発行者等の債権者が、契約の履行に關し、こゝむる損害を補填する事業であります。本来保險事業は偶然の事故を契機とする。保險契約者成立の要素として、保險契約者故意による場合にはこれを担保しないのでありますから、この点保証保險の事業は、本来の意味の保險事業とは申がたいのであります。しかしながら、の事業は、損害保險事業に類似し、害保險会社に行わせることが適當であると認められますので、今回右のいゆる保証保險事業を、保險業法上の保險事業に含ましめることに改正いたうとするものであります。

改正点の第二は、商法の改正に伴うのであります。すなわち保險業法は、保險相互会社について、商法の株

ておりますので、改正商法に従つて相互会社の特殊性を考慮しつつ、準用規定に所要の改正を加えるものであります。また保険株式会社につきましても、改正商法の規定が適用されるのは、当然であります。が、保険株式会社に無額面株式の発行を認めることは、その資本の金額を不確定にするものでありまして、他の金融機関における場合と同様、不適当でありますので、保険株式会社に無額面株式に関する商法の規定の適用を排除することとしたものといたします。また資産の評価純益を資本準備金として積み立てるべきものとする改正商法の規定については、すでに保険業法に財産の評価及び売却純益を、特別準備金として積み立てることを強制している特別規定がありますので、保険会社についてはその適用を排除することとしたのであります。

以上の諸点が保険業法の改正の要点であります。そのほか現行法の罰則は実情に即しないので、これを相当程度強化することとしております。

次に、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。商法の改正に伴い、この法律の中で商法の規定を準用している部分について、規定を整備する必要があります。がありますので、このため所要の改正を加えるとともに、保険業法におけると同様に、外国保険事業者につきましても、新たにいわゆる保証保険業法を日本において営むことを認め、このほか罰則の強化をはかることとしたしました。

最後に船主相互保険組合法に関する法律の一部を改正する法律案について

人においてを願いたいと思います。

私は漁業の方の問題についてはよく知らぬのでありますが、この際お伺いしたいのであります。漁業権に対する補償金の交付をするのでありますが、大体この漁業権の所有というものは、漁村に参りますと網元がありまして、また網元から権利を譲渡されたものがあるというくらいに、非常に区分はたぐさんあると思うのですが、大体この漁業権の補償金を交付する対象は、網元、それからまたさらに権利を分與されておる漁業者というものがたくさんあるようにあります。それらの点の内容について、もしおわかりになりましたらお伺いしたいと思います。

○松任谷説明員 お尋ねの点は漁業権者に対する補償金の交付先の問題だと思ひますが、これは漁業法施行法の九条に、漁業権たる本権と、それから漁業権を目的とする入漁権、賃借権、それからまた使用貸借による借主の権利という各種の権利を、漁業権を消滅させたときに有している者に対して、その補償をするというふうな規定になつておるわけでございます。実体的に申し上げますと、現在の漁業権を持つておる主体は、漁業団体であります。漁業会と、それから個人と会社というふうな大ざつぱにわけることができると思ふのであります。その率から申しますと、漁業会が持つておる漁業権の件数が大体全体の六四％、個人で持つておるものが三二％、会社で持つておるものが四％というふうな割合になつておるわけでありま

す。

○深澤委員 この漁業会が持つておる六四％というのは、つまり漁業協同組合のことですか。

○松任谷説明員 御承知の通り漁業会と申しますのは、旧漁業団体でございまして、一種の統制団体である性格を持つておりましたので、それが戦後民主化の線に沿ひまして、新しく水産業協同組合法という法律が制定されました、現在では漁業協同組合という民

主的な団体に切りかわるということになつておりますが、ただ従来持つておりました漁業権の主体は依然として漁業会で、この漁業制度改革によりまして漁業権の切りかえが行われるというときと同時に、この漁業会は解散するということになつております。それ以後はすべて漁業協同組合が漁村の団体として運営されるわけでございます。従ひまして漁業権の主体というものは、今度の漁業制度改革によりまして、協同組合に新しく免許されるという関係になるわけでありま

す。

○深澤委員 そういたしますと、この漁業権の補償の交付をするのは、新しい漁業協同組合であるのか、それとも元の運用主体であるところの漁業会に行われるのか、どちらでありますか。

○松任谷説明員 権利の主体であります漁業会に、一応漁業権の補償というものが行われまして、補償金額というものは漁業会の会員であります漁業者が、同時に漁業協同組合の組合員でありますので、持分をもつて協同組合の方にその補償金額が移つて行くというふうな、法律上の関係になつておるわけでございます。従ひまして結果的に申しますと、新しい団体である漁業協同組合に、漁業会の補償金というものが移つて参るといふような構成になつておるわけで、例外的に漁業会

の中へ漁業者でない者が入つておりました場合におきましては、脱退するという面が生じます。それは一割程度だろつというふうな推定をいたしております。その部分につきましては、補償金額は一応持分に應じまして拂ひ渡しをされる、その残りのほとんど全部が協同組合に移るということになるわけでございます。

○深澤委員 漁業権の再評価という問題が取上げられておりますが、この再評価の基準はどういうところへ置かれるのか。その点をひとつ……

○原純政府委員 昨年成立いたしました再評価法によりまして、各種の資産の再評価の限度額というものがござつておりますが、当時この再評価の考へ方を、いろいろ種類のある資産について、それ／＼の資産の特性に応じた値上りと申しますか、インフレーションの割合というものを考えることとせず、通貨の購買力一般という見地から、大ざつぱな線を引いてござい

ます。そのためにいろいろ資産の細目について一応調べてみますと、かなり実情に合わないというものも出て参ります。漁業権などは特にその一例でありまして、かつての取得価額ないし財産税課税時の評価額というものはかなり低い。またその後の魚価の値上りというふうなものが、一般の物価の値上りよりも急であるというふうなことからいへば、そういう特性を入れた

ために、そういう特性を入れた計算法は、かなり高いものになつて参ります。そういう行き方で再評価限度額をきめるといふ方法が、一つあるわけでありまして、このお願ひいたしました法案において、補償金額をもつて再評価額とするとい

ふうにお願いいたしておりますのは、この再評価という、いわばテクニクを使いまして、ただいま所得税法の規定しております譲渡所得の金額課税というものを緩和しようという、若干政策的な意味が含まれておりますので、この補償金額が、厳密な意味で他の再評価額と相対応するということからは、若干の開きがあるかと思ひます。すなわちそれは、長年持つておりました権利を取上げられる、または収用の場合におきまして、祖先以来の土地を取上げられるというようなことに対応して、その税負担を何とか常識的な線に持つて参りたいと考えていたしたわけでありま

す。

○深澤委員 そういたしますと、これは今言つた政策的な意味を含めての再評価の限度を、補償金額の程度にきめようという趣旨はよくわかつておるのではありませんか、補償金額の決定の基準と申しますか、それがもしおわかりになつておりましたらちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○松任谷説明員 補償金額の基準は、すべて漁業法施行法に明示されておるのでございまして、簡単に内容を御説明申し上げますと、補償金額が昭和二十二年の七月一日から昭和二十三年六月三十日まで——これをかりに基準年度と申しては、これをかりに基準年度と申しては、この期間における魚貨料、それから漁獲金額というものを基準といたしまして、その基準年度中におきまして、全漁期間貸し付けられていた漁業権につきましては、その基準年度の魚貨料の十一倍、専用漁業権については十六倍ということが一つと、それから基準年度の全漁期間貸し付けられていたか

つた漁業権につきましては、推定魚貨料と申しますか、近傍類似の漁業権の魚貨料を参酌して定めました推定魚貨料の十三倍というものが、そのうち専用漁業権の場合につきましては、貸し付けられていたかつかつたもの、それから入漁権というもののつきましては、その基準年度の当該権利による漁獲金額というふうな基準で、補償金額が定められるということに、法律の上で規定されておるのであります。

○奥村委員 この租税特別措置法の一部改正法律案は、主として漁業権の補償金に対する取扱ひの規定を書いてあるわけでありまして、これを審議するにつぎましては、どうしても漁業権証券の交付及び将来のこれの取扱ひということがござります。つまりなければ、十分の審議ができないと思ひますので、この点を簡単に伺ひたいと思ひます。

漁業権証券は漁業法の規定に従つて交付されるわけでありまして、もうすでに政府におかれても、証券の交付の具体的な計画はお立てになつておられることと思ひます。それで、それだけの金額をお出しになるのか、その証券の利率は幾らであるか、償還の期間はどのくらいのことになつてゐるか、それから漁業権証券はどういう性格のものであるか、つまり国債と同じ取扱ひをやつて行くのか、つまり日銀券を保証物とするのかとか、いろいろなつまり漁業権証券の性格はどういうものであるかというふうな、一つの概略的なお話を、今日までにすでに政府の方針としてきまつておるところを、お話願ひしたいと思います。

○泉政府委員 この問題は大蔵省の理財局の国庫課の方で処理しておるのでありますが、私が聞いておる範囲で申し上げまして、もし間違つておりましたら後日御訂正いたしたいと思つておるでございます。漁業権証券は十年後に償還する、年五分五厘の利率の、国債同様のもの交付するということになつておりますが、十年後に一齊償還するのでなしに、漁業法の方の規定に基づきまして、今後漁業権を政府から免許を受けまして行使します者から、免許料あるいは許可料を徴収することに

後から償還を開始すると言われるのか。たしか私の記憶するところでは、二十三年間のうちに償還するというふうに、漁業法の規定はできておつたと思う。その後大蔵省と水産庁との話し合いがまだ十分ついておらなかつたが、もうすでにこの法律が出た以上は、その話し合いは終えておるものと思つてお尋ねするのであります。おわかりにならなければ、明日でも理財局から来ていただいてお話を承りたいと思つております。

それでは全然別の面からお尋ねいたしますが、水産庁からいただいた刷りものを見ますと、旧漁業権の所有者、その約六四％は旧漁業会の所有である。従つて補償額の百七十八億のうち百三十八億円までは旧漁業会に交付される、こういうことになつております。ところが旧漁業会はこの漁業権の処理の問題が片づきますと、これは当然解散すべきものになつております。そうするとこの漁業会に対する税は六％で済みますが、漁業会が解散して会員に財産を配当と言いますか、分配した場合、その分配に対しては通常の規定による所得税がかかる。これはそういうことになつておると思つております。

○泉政府委員 たいだいまお尋ねの、漁業会に對しまして補償金が交付された後に、課税関係がどうなるかというところにつきましては、われわれとしましては、このように考へております。漁業会が補償金をもらつて解散するわけでございますが、先ほど御説明がございましたように約一割ほどおられるわけでありまして、普通の所得税がかかることにはなるのであります。これは今後漁業を営まない場合ということになりますので、やむを得ないことかと思つたのでございまして、しかし漁業会の会員で、漁業協同組合の会員になつておられる方の持分につきましては、水産協同組合の法律の規定に基づきまして、水産協同組合から漁業会に引渡を求め、それに應ずることによつて、財産が移るといふ法形式をとつておるわけでありまして、普通の配当という形になつておらないのでございまして、かりにこれを普通の配当と実質が同じように考へましても、所得税法の建前から行きますと、金銭をそのほかの財産と同時に残余財産の分配をしたのでなければ、かからないようになつております。漁業協同組合の方へ移る人の持分につきましては、所得税はかからないといふふうに解しておりました。

た。そこで旧漁業会の一割の、つまり新たな漁業協同組合に加入しない人の立場になりますと、これはちよつと問題があるのではないかと思つておるでございます。それはそういう新たな漁業協同組合に加入しないで、現金で受取つて漁業会から離れた。そういう人に対しては普通の所得税がかかる。これはその当人のほかの所得と合算してかかるわけですが、これは配当所得と同じ取扱ひなりと考へるのであります。その通りです。

○泉政府委員 お答えいたします。漁業会から脱退する人については、御承知のように漁業会は、現在漁業権の管理団体としてのみ残つておられまして、その他の資産につきましては、水産協同組合の方へ引移つておられるわけでありまして、脱退する予定の人の持分につきましては、なお漁業会がその資産を有しております。従いまして今度漁業会が解散することによつて、脱退する人に残余財産の分配をいたしますと、その中には漁業権の補償に相当するものと、その他の資産の残余財産の分配と両方が入ることになります。そこで補償金の方につきましては、これは再評価積立金でございまして、法人税法の十六條の規定によりまして積立金に該当いたさないことになつたので、これらの分は所得税法の上では配当所得でなしに、みなす譲渡所得になることになつた。それから漁業権の補償金額以外のものにつきましては、積立金の部分に對するものは配当所得として配当控除を受けますが、それ以外ものはみなす譲渡所得にならうかと思つております。

○泉政府委員 この問題は大蔵省の理財局の国庫課の方で処理しておるのでありますが、私が聞いておる範囲で申し上げまして、もし間違つておりましたら後日御訂正いたしたいと思つておるでございます。漁業権証券は十年後に償還する、年五分五厘の利率の、国債同様のもの交付するということになつておりますが、十年後に一齊償還するのでなしに、漁業法の方の規定に基づきまして、今後漁業権を政府から免許を受けまして行使します者から、免許料あるいは許可料を徴収することに

私のお尋ねしたことはあまり十分に御答弁できぬようでありまして、もう一つ特にお聞きしておかなければならぬことは、この漁業権証券は無記名で交付されるのか。特定の記名式で交付されるのか。譲渡ができるのか、できないのか。それから今の償還の点がはつきりしない。今のお話によると、免許料、許可料の財源によつて償還するということではあります。そうすれば免許料、許可料を政府に受入れる特別の会計を別途につくつて、この会計でその償還をまかなつて行かれるのか。国債と同じように、一般会計から買上げ償還してやるのかというふうな点がはつきりしておるなら、ここで明らかにしていただきたいと思います。

それでは現実には六％の再評価税は納めねばならぬ。その再評価税の六％というのは、現金で納めなければならぬだろうと思ふ。証券を代用で納めることができるのかどうか。現金で納めなければならぬということならば、一体漁業権証券という証券を受取つたはいいが、税金は現金でとられるということになると、莫大な証券補償金額の入ることになる。さしあつて税金を納めなければならぬために、借金をせなければならぬから、その税金のことはもう少しはつきりしないと審議に困ることになる。この点は必ず理財局の方にも来ていただいてお尋ねしますが、ひとつ御当局の方でも連絡をさせていただいて、十分御答弁の御用意をお願いしておきたいと思つております。

○泉政府委員 たいだいまお尋ねの、漁業会に對しまして補償金が交付された後に、課税関係がどうなるかというところにつきましては、われわれとしましては、このように考へております。漁業会が補償金をもらつて解散するわけでございますが、先ほど御説明がございましたように約一割ほどおられるわけでありまして、普通の所得税がかかることにはなるのであります。これは今後漁業を営まない場合ということになりますので、やむを得ないことかと思つたのでございまして、しかし漁業会の会員で、漁業協同組合の会員になつておられる方の持分につきましては、水産協同組合の法律の規定に基づきまして、水産協同組合から漁業会に引渡を求め、それに應ずることによつて、財産が移るといふ法形式をとつておるわけでありまして、普通の配当という形になつておらないのでございまして、かりにこれを普通の配当と実質が同じように考へましても、所得税法の建前から行きますと、金銭をそのほかの財産と同時に残余財産の分配をしたのでなければ、かからないようになつております。漁業協同組合の方へ移る人の持分につきましては、所得税はかからないといふふうに解しておりました。

た。そこで旧漁業会の一割の、つまり新たな漁業協同組合に加入しない人の立場になりますと、これはちよつと問題があるのではないかと思つておるでございます。それはそういう新たな漁業協同組合に加入しないで、現金で受取つて漁業会から離れた。そういう人に対しては普通の所得税がかかる。これはその当人のほかの所得と合算してかかるわけですが、これは配当所得と同じ取扱ひなりと考へるのであります。その通りです。

○泉政府委員 お答えいたします。漁業会から脱退する人については、御承知のように漁業会は、現在漁業権の管理団体としてのみ残つておられまして、その他の資産につきましては、水産協同組合の方へ引移つておられるわけでありまして、脱退する予定の人の持分につきましては、なお漁業会がその資産を有しております。従いまして今度漁業会が解散することによつて、脱退する人に残余財産の分配をいたしますと、その中には漁業権の補償に相当するものと、その他の資産の残余財産の分配と両方が入ることになります。そこで補償金の方につきましては、これは再評価積立金でございまして、法人税法の十六條の規定によりまして積立金に該当いたさないことになつたので、これらの分は所得税法の上では配当所得でなしに、みなす譲渡所得になることになつた。それから漁業権の補償金額以外のものにつきましては、積立金の部分に對するものは配当所得として配当控除を受けますが、それ以外ものはみなす譲渡所得にならうかと思つております。

○奥村委員 これは理財局の方に来ていたかぬとわからぬのかもわかりませんが、しかし水産庁の当局の方も来ておられるから、少くとも税法でこういう取扱ひを規定せられた以上は、大体わかつておられなければならぬと思つて、この漁業権証券交付時期以後十年間に償還するといふのは、十年間はすえ置きにしておいて、十年以

後から償還を開始すると言われるのか。たしか私の記憶するところでは、二十三年間のうちに償還するというふうに、漁業法の規定はできておつたと思う。その後大蔵省と水産庁との話し合いがまだ十分ついておらなかつたが、もうすでにこの法律が出た以上は、その話し合いは終えておるものと思つてお尋ねするのであります。おわかりにならなければ、明日でも理財局から来ていただいてお話を承りたいと思つております。

それでは全然別の面からお尋ねいたしますが、水産庁からいただいた刷りものを見ますと、旧漁業権の所有者、その約六四％は旧漁業会の所有である。従つて補償額の百七十八億のうち百三十八億円までは旧漁業会に交付される、こういうことになつております。ところが旧漁業会はこの漁業権の処理の問題が片づきますと、これは当然解散すべきものになつております。そうするとこの漁業会に対する税は六％で済みますが、漁業会が解散して会員に財産を配当と言いますか、分配した場合、その分配に対しては通常の規定による所得税がかかる。これはそういうことになつておると思つております。

○奥村委員 それでよくわかりました。おほしめしはあつても、現実には税は相当かかる。この点の御用意は政府としては全然お考えになつておられないのかどうか。これは大蔵省の方と水産庁の方と両方から御説明をお願いしたい。

○内藤(友)委員 ちよつと今の質問に

た。そこで旧漁業会の一割の、つまり新たな漁業協同組合に加入しない人の立場になりますと、これはちよつと問題があるのではないかと思つておるでございます。それはそういう新たな漁業協同組合に加入しないで、現金で受取つて漁業会から離れた。そういう人に対しては普通の所得税がかかる。これはその当人のほかの所得と合算してかかるわけですが、これは配当所得と同じ取扱ひなりと考へるのであります。その通りです。

ております財産を、新しい漁業協同組合に持つて行くのであります。ところが新しい漁業協同組合が、旧漁業会地域内に二つも三つもできています。そういう場合はどこへ引渡すかという問題があると思うのです。水産庁はそれは数の多い方に渡すのか、どういうお考えを持つておられますか。これは今の興村さんのお尋ねに関連しております。それはつきりしておきませ

んと、今度幾つもの漁業協同組合ができるので、漁業協同組合は何人が寄りますと自由につくれるのですから、えらい問題が起るのではないか。数の多い方におやりなさるのか。どこが本家だかどこが分家だかわからない状態です。そこをひとつはつきり……。

○松任谷説明員 この問題は画一的にお答えできないような問題だと思いますが、現地でいろいろと、たとえば釧路事業の施設の譲渡の場合でも同様でございしますが、協同組合が漁業会の地区内に二つか三つできたという場合に、その施設をいずれの協同組合に移すかという問題につきましては、関係漁業協同組合が一応協議いたしまして、その施設が一番必要であるというような協同組合に移しまして、その財産関係はあとで整理するというようなやり方をとったわけでございますが、今度の問題につきましては、基本といたしましては、要するに会員が持分を持つて、組合員としての資格で協同組合に入るわけでございますので、それが一番基準になりまして、会員と組合員との相関関係と申しますか、連絡関係と申しますか、そのもとに持分の総

○奥村委員　先ほどの泉政府委員の御答弁によりますとこの漁業会の分配金に対しては、みなす配当とその他の取扱いと両方になるという御答弁ですが、その二つになると、税法上やはり——たしかあれば控除が通つて来ると思いますが、それはどういふことになりませんか。私今ちよつと忘れしましたので、簡単に教えていただきたいと思ひます。

○泉政府委員　みなす配当になります。分につきましては、配当控除の二五％の控除があるわけでございます。みなす譲渡の方につきましては、この配当控除というような関係はございません。それでこの脱退する人につきましては、何らか軽減の方法はないかと、い

ろいろ考えたのでございますが、他の資産と一緒にあります関係上、これを區別して補償金に相当する部分だけ負けるというようなことが、なか／＼むずかしい関係がございますので、このようなことになっているのでござい
ます。

○奥村委員　そこで私は特にこの点を心配しておつたのです。つまり個人所有の漁業権に対しては六％の再評価税だけで、所得税はからかぬ。それから漁業会の所有の漁業権に対しては六％のはかに、脱退者に対してはまた所得税が今の御答弁のようにかかる。そうすると、漁業会で持つている漁業権に対しては、税法上特に余分の負担がかかる。ところが個人で持つているのは、むしろこれは不在地的なもので、幾分税はよけいにかつてもいいのです。漁業会というのは、これは昔か

うことで、水産庁が非常に御努力になつたが、実際上は適になつてゐる。これは税法上は困難なことであつたでありましようが、規定では現実にはそうなつてゐるのであります。これは意見になるので、意見を表明するにとどめておきます。

私はきょうはこの程度にして、また明日理財局からおいでになつてから御質問いたしたいと思ひます。

○要掘委員長　その他御質問はござい
ませんか。――それではただいま議題
になつております、租税債権及び貸付
金債権以外の国の債権の整理に関する
法律案につきまして、この際大蔵省主
計局法規課長より補足説明を聴取いた
すことにいたします。

○佐藤(一)政府委員　すでに提案理由の御説明をしておりますが、ごく簡単にそれに對して補足を申し上げたいと思います。

この法律は、すでに御説明申し上げましたように、明治四十四年にできました租税外諸收入金整理に関する法律というものが、現行法として現在ずっと続いてございますが、それを一応廃止しまして、全面的な改正ということ、旧来のものを廃止してかわりにつくつたというにすぎないわけでございます。

今回この法律を特に全面改正いたしました理由は、租税と貸付金以外の諸收入金につきましては、この法律にもございますように、従来の法律においても定期貸とすえ置き貸という二つの貸付金にかえまして、そして管理しておつたのでございまして、従来はこの

通知事になりました。かつまた地方団体の経費というようなことも関係いたしました。実際問題といたしまして、各府県知事においてこの諸収入金の跡始末というか、取立てにあまり熱を入れないのでございます。これは政府の諸収入金の残りでございますから、熱の入らないのも一応もつともなわけでございます。しかしながら私どももいたしまして、いつまでもこういうもの

のほかに、おけなしいものですが、大蔵大臣が直接にこれを管理いたすことに直しまして、そしてこれを、その下部組織である財務部というのが、現在地方にございますが、そこで取立ててやつて参ろう、地方にも迷惑を少くしたい、こういう趣旨で今回改正をいたした

たのでございます。従来はそれを勅令で規定してございましたが、最近の立法の傾向といたしまして、そういうものを一切法律で規定するというにかわりましたし、なおそのほか、たとえば従来の規定には朝鮮や台湾等の規定もございましたので、条文整理と合せまして、一応全面的な改正ということにいたしました。なお債務の免除を認める規定でございますが、従来はすえ置き貸においても、定期貸においても、ともに二十年ということになつております。しかし定期貸とすえ置き貸は性質が異なるわけでございまして、すえ置き貸の場合には貸付のときから二十年、定期貸のときには納期から二十年というところで均衡を失っておりますので、それを二十年と十年というふうに改めました。きわめて手続的な規定でありまして、従来と内容的には少

○三宅(則)委員 私はただいま議題となつております租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案につきまして伺います。これは租税及び貸付金以外とありますが、どのくらいありますか。何か現況をお調べになつたものがありましたら、参考までにひとつお示しを願いたい。

○佐藤(一)政府委員 これはたしか資料としてお手元にお出ししたいと思つてお出ししております。

でおりまして、至急に出します。ただいま
現在額といたしまして、この法律の該
当になりますものが、金額にして千七
百三十三万九千円、件数にして二千六
百五十六件でございます。なおそのう
ち定期貸が四百七十四万九千円、すえ

億さき貸が千二百五十九万円、こういうことになつております。その内容は、一般会計が大部分でございまして、千七百万円のうち、千五百六十九万円というものは一般会計でございまして、特別会計はその残りの百六十四万円、こういうことになつております。債権の内容は大体そのうちで弁償金が八百六十万円、違約金が四十二万円、返納金が五百五十二万円、その他が二百七十八万円、こういうことになつております。

○三宅(則)委員　今の御説明でよくわかりましたが、私どもの考えでは、件数は二千何百件、金額は千七百万円、大体平均しまして一件一万円弱、こういうふうになると思ふのであります。これらにつきましては相当早く整理しなければならぬと思うのですが、今の政府の見通しとしては、どのくらいか

かつたら整理が終了し得られるか。その時期をひとつ承りたいと思います。

○佐藤(一)政府委員 おつしやるように、私もできるだけこれの整理を進めたいというので、今回取立ての機関をかえたわけですが、ただいまのところ、債権の性質上、いつになつたらこれが全部やまるかというところは、ちよつと申し上げかねるのでございます。経済事情の変動等によりまして、この法律の対象にございまして、いわゆる無資力なるものが今後もやはり発生を予想されますので、ある程度の金額というものは引續いてつとあることと思ひます。ただ現在の額については極力これを整理して行きたい、こう思つております。

○三宅(則)委員 はなはだ取越し苦勞でございしますが、能力を失つたものに對しては取消すというように、この法律にはなつておるのでございします。その状況にもよると思ひますけれども、これは過去のこととございまして、知らぬでおるような人もあるかもしれせんが、財務部というものは各地方にたくさんあるわけでありまして、それを督促されまして、なるべく早く整理いたされることを希望します。

ちよつとこれに關係いたしますが、ほかの方の特別会計にもあるわけでありまして、ここにもあるようでありまして、いろいろ値の違つた点、たとえば価格差益金というやうなものがあるわけでありまして、こゝにいうものもここに入りますか。統制のはずれる場合において、統制物資については価格差益金というものがあつたやうが、こゝにいうものはここに入ります

ようか。それを承りたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 この法律の冒頭にございしますように、租税と貸付金債権以外のものはすべて含まれます。従つてたゞいまのやうなものも当然入るわけでありまして。

○三宅(則)委員 しつこい質問のようでありまして、場合によりますと、価格差益金というやうなものは、過去の経済情勢の変化にもよつたものでありまして、なか／＼整理に困難があるやうに思ひます。そこでそれは、税務署もしくは国税局の方にまわつておるのでしょうか。あるいはやはり財務部の方にまわつておるのでしょうか。私前に關東信託国税局に参りましたときに、価格差益金は国税局でやつていふやうになつておりましたが、これはどんなふうになつておりますか。その辺わかりましたら、この際明瞭にしていただきたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 これはちよつとお断りしておきますが、最初の取扱いは、もちろん各所管大臣がやるわけでございます。それで差益金等については、税關の機關がこれを取扱つております。しかし今度は、それがどうしても無資力と判断されまして、定期貸あるいはすえ置き貸というふうな、貸付金の形に形がかわつて参りました場合において、その管理は今度は財務部に移るわけでありまして、それで無資力の結果、定期貸なり、すえ置き貸なりにすることが適當かどうかということ、それは、それ／＼の所管の機關が、従来の機關がまずこれを判断してきめるといふやうな場合には、まだこれを編入するかどうかというところの段階まで至つ

ていないであらうと思ひます。

○三宅(則)委員 それに關連してですが、薪炭特別会計のやうなものは、國の財源で一般会計が補填したのです、が、さういふやうな特別会計の一部は残りましようか。その辺政府はどう考えておりますか、はつきりしておきたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 薪炭等に赤字が生じまして、一般会計から繰入れれますのは、特別会計の決算をいたす都合上、さしあたつて一般会計から繰入れるのでございまして、薪炭の特別会計が持つておりますところの個々の債権につきましては、決してだちに免除いたすわけではございせん。薪炭特別会計が廃止になつた後には、一般会計が財源として取立てて参ります。

○夏堀委員長 先ほど水産委員会との連合審査会の時間を明日の午後一時と申し上げましたが、今水産委員会の方と連絡をとりまして、もしできれば明日は土曜日でありますから、午前十時からやりたいと思ひますが、その際は公報でお知らせいたします。本日はこれをもつて散會いたします。

午後三時二分散會